

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 水前寺江津湖公園
- 2 指定管理者 熊本市中央区新市街 1 2 番 2 1 号  
一般社団法人 熊本市造園建設業協会  
代表理事 吉村 昌洋
- 3 指 定期間 自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

(提出理由)

水前寺江津湖公園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。